

平成 28 年第 1 回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議案参考資料

愛知県後期高齢者医療広域連合

議案参考資料目次

議案第1号	行政不服審査会条例の制定について	1
議案第2号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に ついて	5
議案第3号	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につい て	15
議案第4号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一 部改正について	19
議案第5号	後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	27
議案第6号	平成27年度一般会計補正予算（第2号）について	41
議案第7号	平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	45
議案第8号	平成28年度予算の概要について	47
議案第9号		

行政不服審査会条例の制定について

1 概要

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、広域連合長の附属機関として行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その組織等に関して必要な事項を定めるもの。

2 制定内容

(1) 設置

審査会は、事件ごとに設置する。

(2) 組織

審査会は、委員7人以内で組織する。

(3) 委員

ア 委員は、公正な判断ができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから委嘱する。

イ 委員は、守秘義務を負うとともに、在任中の積極的な政治的行為が禁止される。

(4) 専門委員

専門事項の調査のため、学識経験者を専門委員として置くことができ、専門委員は、委員と同様の守秘義務を負う。

(5) 費用の負担

審査請求人又は参加人は、審査会に提出された主張書面又は資料の写し等の交付を受ける場合には、実費を負担しなければならない。

(6) 罰則

委員及び専門委員が守秘義務に違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(7) 委員及び専門委員の報酬

委員の報酬は、情報公開・個人情報保護審査会委員と同額（日額15,000円）とし、専門委員の報酬は、調査事項の専門性に応じ、日額15,000円以内で広域連合長が定める。

3 施行日

平成28年4月1日

○行政不服審査会の設置について

関連する法改正の内容

行政不服審査手続の公正性の向上等を図るため、行政不服審査法（以下「法」という。）が改正された。関連する改正内容は、次のとおり。

1 審理員による審理手続の導入（法第9条、第42条）

処分に関与しない職員が審理員として当事者の主張を審理し、審査庁がすべき裁決に関する意見書を審査庁に提出する。

2 第三者機関への諮問手続の導入（法第43条）

処分及び不作為についての審査請求について、有識者から成る第三者機関が審査庁の判断の妥当性を調査審議する。

3 審査請求人等の権利の拡充（法第78条）

審査請求人及び参加人に、主張書面又は資料の写し等の交付の請求権が付与される。

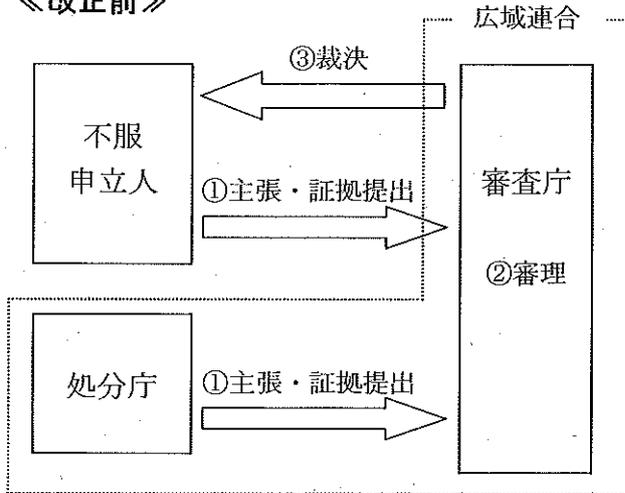
4 不服申立て手続の審査請求への一元化（法第2条、第3条）

上級行政庁がない場合等に処分庁に対して行う「異議申立て」を廃止し、「審査請求」に一元化する。

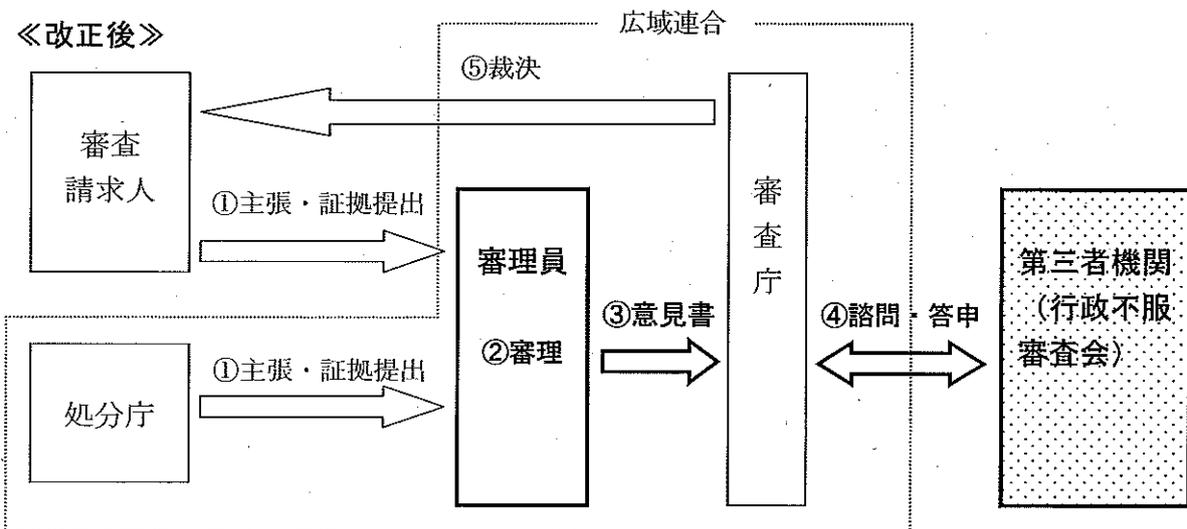
5 地方公共団体の設置する第三者機関について（法第81条）

地方公共団体については、常設型又は非常設型の第三者機関を設置し、条例において、当該第三者機関の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとされている。なお、調査審議の手続については、法の規定が適用される。

《改正前》



《改正後》



行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 概要

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、関係条例中の不服申立てに係る規定を整備するもの。

2 改正内容

(1) 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第7号）の一部改正

ア 複数課に係る文書に係る処分の場合、処分に関与しない審理員を確保できない場合が生じるため、情報公開については、審理員ではなく審査庁が審理することとする。

イ 情報公開に係る処分の不作為について審査請求があったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとする。

ウ 不服申立て手続の審査請求への一元化等に伴う用語の整理（「不服申立て」を「審査請求」に改める等）

(2) 愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第8号）の一部改正

上記(1)と同様に、審理員による審理手続の除外、個人情報に係る処分の不作為についての情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び用語の整理をする。

(3) 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年広域連合条例第9号）の一部改正

ア 行政不服審査会に準じて、審査請求人又は参加人は、審査会に提出された意見書又は資料の写し等の交付を求めることができることとする。

イ 不服申立て手続の審査請求への一元化等に伴う用語の整理

(4) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）の一部改正

行政不服審査法の全部改正に伴い、現に引用している同法の法律番号及び条項を整理し、「(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

3 施行日

平成28年4月1日

○関係条例の整備について

関連する法改正の内容

行政不服審査手続の公正性の向上等を図るため、行政不服審査法（以下「法」という。）が改正された。関連する改正内容は、次のとおり。

1 審理員による審理手続の特例（法第9条）

条例に基づく処分について、条例に審理員による審理をしない旨を定めている場合には、審理員ではなく審査庁が審理を行う。

2 第三者機関への諮問手続の特例（法第43条）

他の法律、条例等により、行政不服審査会とは別の審議会等へ諮問する処分又は不作為については、行政不服審査会への諮問は要しない。

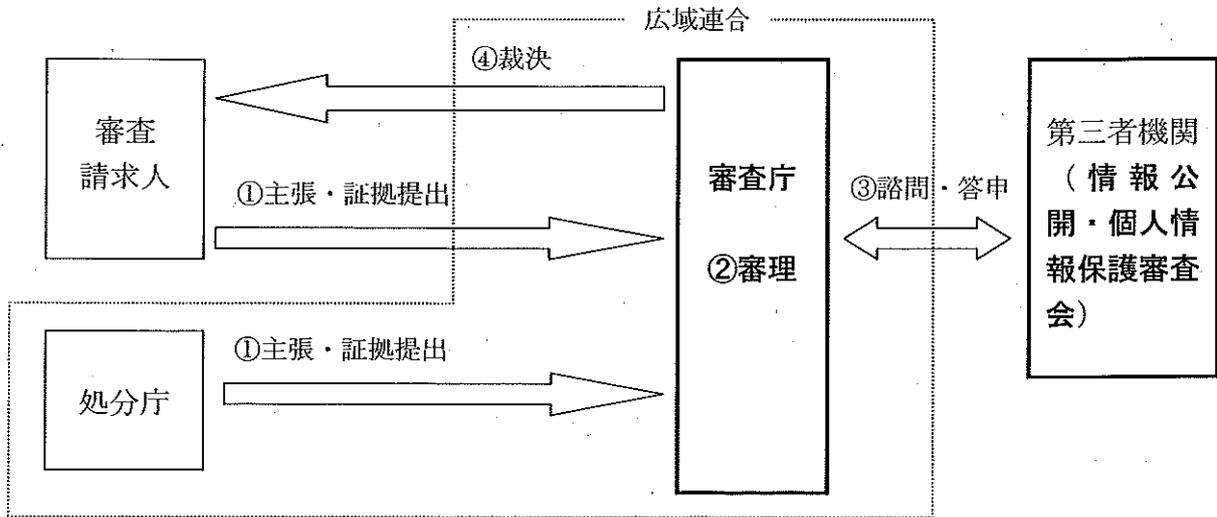
3 審査請求人等の権利の拡充（法第78条）

審査請求人及び参加人に、主張書面又は資料の写し等の交付の請求権が付与される。

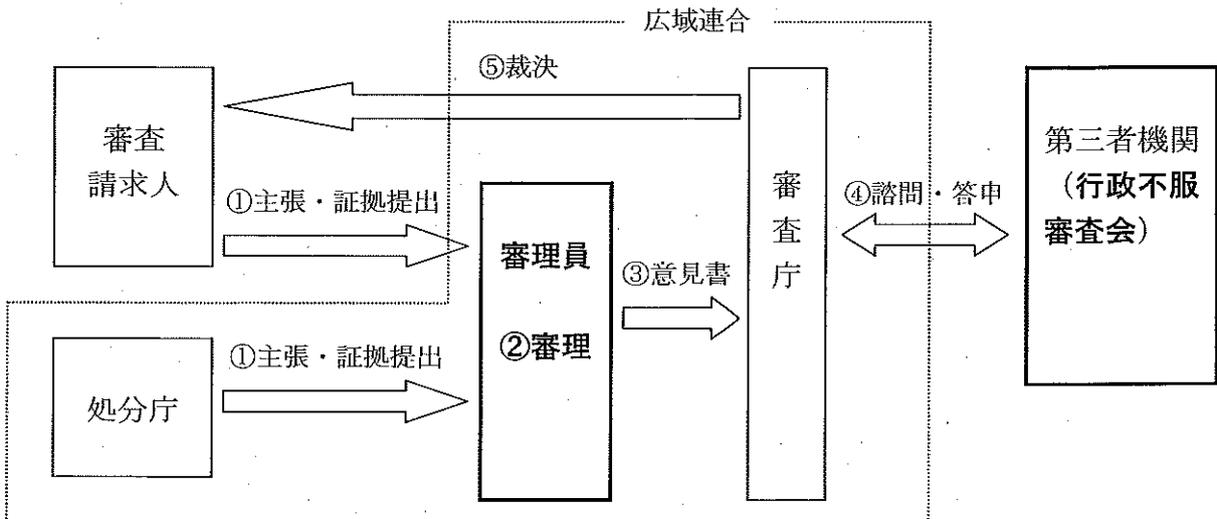
4 不服申立て手続の審査請求への一元化（法第2条、第3条）

上級行政庁がない場合等に処分庁に対して行う「異議申立て」を廃止し、「審査請求」に一元化する。

《情報公開・個人情報保護審査会条例の審理手続の場合》



《行政不服審査会条例の審理手続の場合》



(参考資料)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正

現 行	改 正
<p>(審査会への諮問等)</p> <p>第19条 <u>開示決定等</u>について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する<u>決定又は裁決</u>をすべき実施機関(議会を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第3項第2号において同じ。)</u>を取り消し、又は変更し、<u>当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。</u>ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「<u>諮問実施機関</u>」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p>	<p>(<u>審理員による審理手続に関する規定の適用除外</u>)</p> <p>第18条の2 <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為</u>についての審査請求については、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定を適用しない。</u></p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第19条 <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為</u>について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関(議会を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき。</u>ただし、当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>2 同左</p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人(行政不服審査法第</u></p>

<p>(2) 開示請求者(開示請求者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定又は裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定又は裁決</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の<u>決定又は裁決</u>(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>第20条 議会がした開示決定等について異議申立てがあったときは、議会は、別に定めるところにより、前条に準ずる措置を講ずるものとする。</p>	<p><u>13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) 開示請求者(開示請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>第20条 議会の開示決定等又は開示請求に係る<u>不作為</u>について<u>審査請求</u>があったときは、議会は、別に定めるところにより、前条に準ずる措置を講ずるものとする。</p>
---	--

第2条 愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正

現 行	改 正
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 自己情報の開示、訂正及び利用停止 第1節から第3節まで (略)</p> <p>第4節 <u>不服申立て等</u>(第43条・第44条)</p> <p>第4章及び第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第4節 <u>不服申立て等</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 自己情報の開示、訂正及び利用停止 第1節から第3節まで (略)</p> <p>第4節 <u>審査請求等</u>(第42条の2—第44条)</p> <p>第4章及び第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第4節 <u>審査請求等</u></p>

(審査会への諮問等)

第43条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第3項第2号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
- (4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第42条の2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定を適用しない。

(審査会への諮問等)

第43条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

<p><u>請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</u></p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「<u>諮問実施機関</u>」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者</u>(これらの者が<u>不服申立人</u>又は<u>参加人</u>である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<u>不服申立人</u>又は<u>参加人</u>である場合を除く。)</p> <p>3 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定又は裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定又は裁決</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の<u>決定又は裁決</u>(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>	<p>2 同左</p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人</u>(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者</u>(これらの者が<u>審査請求人</u>又は<u>参加人</u>である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<u>審査請求人</u>又は<u>参加人</u>である場合を除く。)</p> <p>3 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>
---	--

第3条 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

現 行	改 正
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 同左</p>

(1) 情報公開条例第19条第1項及び個人情報保護条例第43条第1項の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議し、その結果を答申すること。

(2)及び(3) (略)

2 (略)

(審査会の調査審議の手続)

第5条 1から3まで (略)

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第7条 審査会は、不服申立人等から、審査会に

(1) 情報公開条例第19条第1項及び個人情報保護条例第43条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議し、その結果を答申すること。

(2)及び(3) (略)

2 (略)

(審査会の調査審議の手続)

第5条 1から3まで (略)

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人 (行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。) 又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第7条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会

提出された意見書又は資料の閲覧を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 前項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該意見書若しくは当該資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、情報公開条例第19条第1項又は個人情報保護条例第43条第1項の規定による諮問に対し答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、情報公開条例第19条第1項又は個人情報保護条例第43条第1項の規定による諮問に対し答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第4条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正

現 行	改 正
第22条 (略) 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の	第22条 (略) 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事

<p>事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3から6まで (略)</p>	<p>情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3から6まで (略)</p>
---	--

(附則)

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の規定は、愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第2条第1項又は愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関が行う施行日以後の処分又は不作為について適用し、施行日前の処分又は不作為については、なお従前の例による。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

1 概要

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により勤務成績の評定に係る規定が削除され、人事評価及び退職管理に係る規定が追加されたこと並びに行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行により不服申立て手続が審査請求に一元化されたことに伴い、人事行政の運営等の状況に関する報告事項を整理するもの。

2 改正内容

- (1) 任命権者から広域連合長への報告事項として、「職員の勤務成績の評定の状況」を削り、「職員の人事評価の状況」及び「職員の退職管理の状況」を加える。
- (2) 「不服申立て」の用語を「審査請求」に改める。

3 施行日等

- (1) 平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- (2) 施行日以後に行う平成27年度における人事行政の運営等の状況の報告については、従前のおりとする。

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(名古屋市からの報告)</p> <p>第4条 広域連合長は、毎年8月末までに、公平委員会の事務を委託している名古屋市から、前年度における業務の状況のうち、次に掲げる事項について報告を受けるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>不利益処分に関する不服申立ての状況</u></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(8) 職員の研修の状況</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(名古屋市からの報告)</p> <p>第4条 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>

(附則)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定により任命権者が平成27年度における人事行政の運営の状況を報告する場合における改正後の条例第3条の規定の適用については、同条第2号中「人事評価」とあるのは、「勤務成績の評定」とし、同条第7号の規定は、適用しない。

- 3 改正後の条例第4条の規定により広域連合長が名古屋市から平成27年度における業務の状況の報告を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第2号中「審査請求」とあるのは、「不服申立て」とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正
について

1 概要

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行により、共済年金が厚生年金に統合されたところ、統合後も「共済年金」の名称が維持される恩給期間を有する者に係る障害共済年金及び遺族共済年金のうち、同法の施行日である平成27年10月1日以後に受給権が発生するものについては、公務災害補償と併給される場合の併給調整の方法が、厚生年金の方法と同じく公務災害補償において減額されることとなった。これに伴い、条例に規定する公務災害補償が併給調整により減額される被用者年金として、当該障害共済年金及び当該遺族共済年金を加えるほか、所要の整理をするもの。

2 改正内容

- (1) 恩給期間を有する者に係る障害共済年金及び遺族共済年金のうち、平成27年10月1日以後に受給権が発生するものを、公務災害補償が併給調整により減額される被用者年金として加える。
- (2) 関係法令が一部改正されたことに伴う用語の整理

＜現 行＞	→	＜改正後＞
国家公務員共済組合法の規定による障害共済年金	→	平成24年一元化法改正前国共済法の障害共済年金
地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金	→	平成24年一元化法改正前地共済法の障害共済年金
国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金	→	平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付に該当する遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付に該当する遺族共済年金

3 施行日等

- (1) 公布の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- (2) 適用日をまたいで初診日と障害認定日（死亡日）がある場合には、法令の規定により、障害共済年金（遺族共済年金）の旧職域加算給付（いわゆる旧 3 階部分）が減額されるため、公務災害補償において二重に減額されないように、当分の間、改正後の条例附則第 8 条第 1 項の規定（公務災害補償の併給調整に係る規定）は適用しない。

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正新旧対照表

現 行			改 正		
<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第8条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第8条 同左</p>		
傷病補償年金	(略)	0.73	傷病補償年金	(略)	0.73
	<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」</p>			<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害</p>	

	という。)				共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	
	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86			障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88			障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付に該当する障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法の障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付に該当する障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法の障害共済年金」という。)又は障害厚生年金等が支給される場合を除く。)	0.88
障害補償年金	(略)				(略)	
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73			障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83			障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83

	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法の障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法の障害共済年金又は障害厚生年金等が支給される場合を除く。）	0.88
遺族補償年金	(略)		遺族補償年金	(略)	
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80		厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84		遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88		遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付に該当する遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付に該当する遺族共済年金又は遺族厚生年金等が支給される場合を除く。）又は国民年金法に	0.88

		よる寡婦年金	
2	休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。	2	同左
(略)		(略)	
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法の障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法の障害共済年金又は障害厚生年金等が支給される場合を除く。)	0.88

(附則)

- この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
- この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則第8条の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法

(昭和33年法律第128号。以下「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の条例附則第8条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第8条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、改正後の条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 概要

2年間（平成28年度及び平成29年度）の後期高齢者医療制度の財政運営期間の開始に伴って保険料率を改定するほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）が一部改正され、経済動向等を踏まえて被保険者均等割額の軽減判定に用いる所得基準額が引き上げられることから、これと同様の改正をするもの。

2 改正内容

(1) 保険料率の改定について

区 分	現 行 (平成26・27年度)	改正後 (平成28・29年度)
所得割率	9.00%	9.54%
被保険者均等割額	45,761円	46,984円

(2) 被保険者均等割額の軽減基準の見直しについて

被保険者均等割額の軽減判定に用いる所得基準額を次表のとおり引き上げる。

区 分	現 行	改正後
5割軽減	33万円+26万円×被保険者数	33万円+26万5,000円×被保険者数
2割軽減	33万円+47万円×被保険者数	33万円+48万円×被保険者数

3 施行日

平成28年4月1日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正
<p>(所得割率) 第9条 <u>平成26年度及び平成27年度</u>の所得割率は、<u>0.0900</u>とする。</p> <p>(被保険者均等割額) 第10条 <u>平成26年度及び平成27年度</u>の被保険者均等割額は、<u>45,761円</u>とする。</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1)及び(1)の2 (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>26万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>47万円</u>を乗じて得た金額を加算した</p>	<p>(所得割率) 第9条 <u>平成28年度及び平成29年度</u>の所得割率は、<u>0.0954</u>とする。</p> <p>(被保険者均等割額) 第10条 <u>平成28年度及び平成29年度</u>の被保険者均等割額は、<u>46,984円</u>とする。</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第15条 同左</p> <p>(1)及び(1)の2 (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>26万5,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>48万円</u>を乗じて得た金額を加算した</p>

<p>金額を超えない世帯に属する被保険者（第16条第1項の規定により減額される被保険者を除く。）当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p>	<p>金額を超えない世帯に属する被保険者（第16条第1項の規定により減額される被保険者を除く。）当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p>
--	--

(附則)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成 28 年度及び平成 29 年度後期高齢者医療保険料について

(1) 保険料算定の仕組み

①保険料賦課総額の算定

【費用の見込額】

医療給付費・その他費用

【財源の見込額】

公費負担・後期高齢者支援金	保険料
---------------	-----

↓

$\text{保険料の賦課総額} = \text{保険料} / \text{予定保険料収納率}$
--

↓

所得割総額	被保険者均等割総額
-------	-----------

②保険料率の算定

$\text{所得割率} = \text{所得割総額} / \text{全被保険者の所得金額の合計}$

$\text{被保険者均等割額} = \text{被保険者均等割総額} / \text{被保険者数}$

③被保険者一人当たりの保険料（賦課限度額の設定）

$\text{所得割額} = \text{被保険者の所得金額} \times \text{所得割率}$	+	被保険者均等割額
---	---	----------

(2) 保険料率の改定

平成 26・27 年度保険料率	平成 28・29 年度保険料率
所得 割 率 9.00% 被保険者均等割額 45,761 円	新たな保険料率の設定

(3) 保険料算定にあたっての数値

区 分	平成 26・27 年度	平成 28・29 年度	伸び率
被 保 険 者 数	1,615,000 人	1,760,000 人	8.98%
医 療 費 総 額 (一人当たりの額)	15,487 億円 (958,921 円)	16,896 億円 (959,986 円)	9.10% (0.11%)
医 療 給 付 費 総 額 (一人当たりの額)	14,281 億円 (884,295 円)	15,602 億円 (886,485 円)	9.25% (0.25%)
そ の 他 費 用 財政安定化基金拠出金 審査支払手数料、葬祭費 保健事業費 等	142 億円	122 億円	△14.08%
後期高齢者負担率	10.73%	10.99%	2.42%

(4) 保険料の増加抑制

①当初試算による保険料の見込

後期高齢者医療制度においては、財政運営期間は2年とされており、当広域連合において、平成28年度及び平成29年度の保険料率を本年2月に決定することとなるが、以下の2点の要因により、保険料は平成26・27年度と比較し、7.91%増加することが見込まれる。

<保険料が増加する要因>

- ア 一人当たり医療給付費の伸び
- イ 後期高齢者負担率の上昇

②国が示す保険料増加抑制措置

- ア 広域連合の剰余金の活用
- イ 県財政安定化基金の活用

③広域連合の対応

○県との協議

- ア 平成26・27年度財政運営期間における剰余金の活用 100億円
- イ 県財政安定化基金は未活用 0円
 - ・平成27年度末積立残高
約27億円
 - ・2年間で約2億円積立て(国・県・広域連合 各約6千万円)
(積立金拠出率0.004%、国：県：広域連合=1：1：1)
 - <参考>標準拠出率0.041%
 - ・県基金は賦課総額の3%相当分を残高として維持する。

(5) 平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料率の算定

① 保険料率算定の考え方

平成 28 年度及び平成 29 年度に費用として必要な医療給付費やその他費用の見込額（次頁図【費用の見込額】）から、国・県・市町村が負担する公費負担分として約 5 割と若年世代からの後期高齢者支援金として約 4 割を差引いたものが、保険料として徴収する賦課総額となる（次頁図【財源の見込額】）。それを、所得割総額と被保険者均等割総額に按分して保険料率を算定する。

また、国の政令改正に合わせて、被保険者均等割軽減のうち、2 割軽減及び 5 割軽減の軽減判定に用いる所得基準額を見直す（37 頁参照）。

② 試算による結果

(7) 当初試算（増加抑制の対策をしない場合）

当初試算をした結果、平成 28・29 年度の一人当たり平均保険料は 88,644 円で、平成 26・27 年度に比べ 7.91%の増となった。増加の要因としては、一人当たり医療給付費の増、後期高齢者負担率の上昇である。

(イ) 剰余金を活用

剰余金の見込み額 100 億円を活用すると、一人当たり平均保険料は 84,035 円で、平成 26・27 年度に比べ 2.30%の上昇率となる。

(ウ) 県財政安定化基金の活用

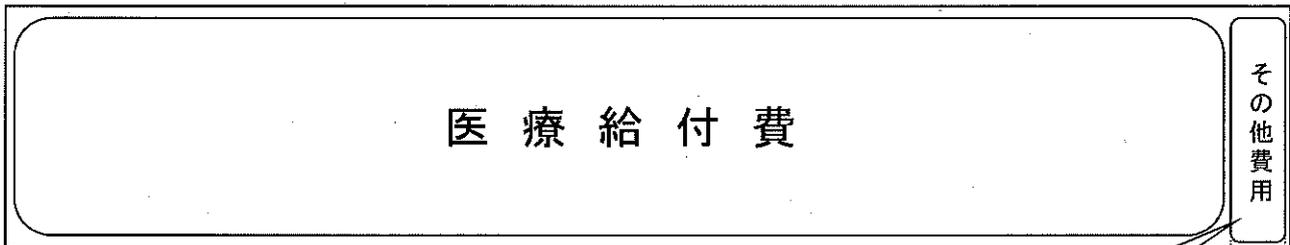
国は、剰余金等を活用しても上昇率が高い場合は、県財政安定化基金の活用ができるとしている。

しかしながら、剰余金を活用することで保険料上昇の抑制が可能であることから、今回の改定においては基金を活用しない。

③ 保険料率等

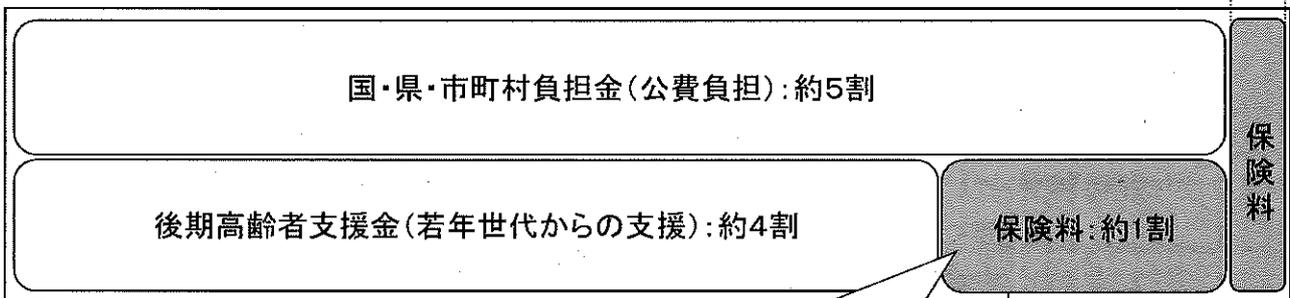
区分	平成 26・27 年度	平成 28・29 年度
所得割率	9.00%	9.54%
被保険者均等割額	45,761 円	46,984 円
保険料賦課限度額	57 万円	57 万円
一人当たり 平均保険料	82,144 円	84,035 円 (2.30%増)

【費用の見込額】

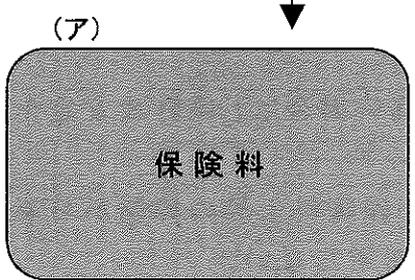


財政安定化基金拠出金
 審査支払手数料
 葬祭費
 保健事業費 等

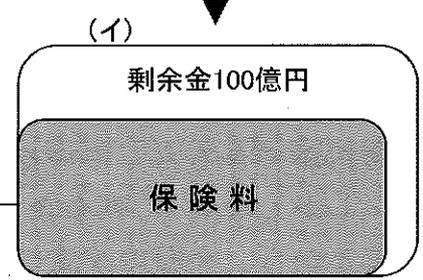
【財源の見込額】



後期高齢者負担率 10.73%→10.99%



・平均保険料 88,644円
 ・対平成26・27年度比 7.91%増



・平均保険料 84,035円
 ・対平成26・27年度比 2.30%増

(内訳)

- ・一人当たり医療給付費の伸び
- ・後期高齢者負担率の上昇
- ・剰余金、県財政安定化基金の未活用

【参考】

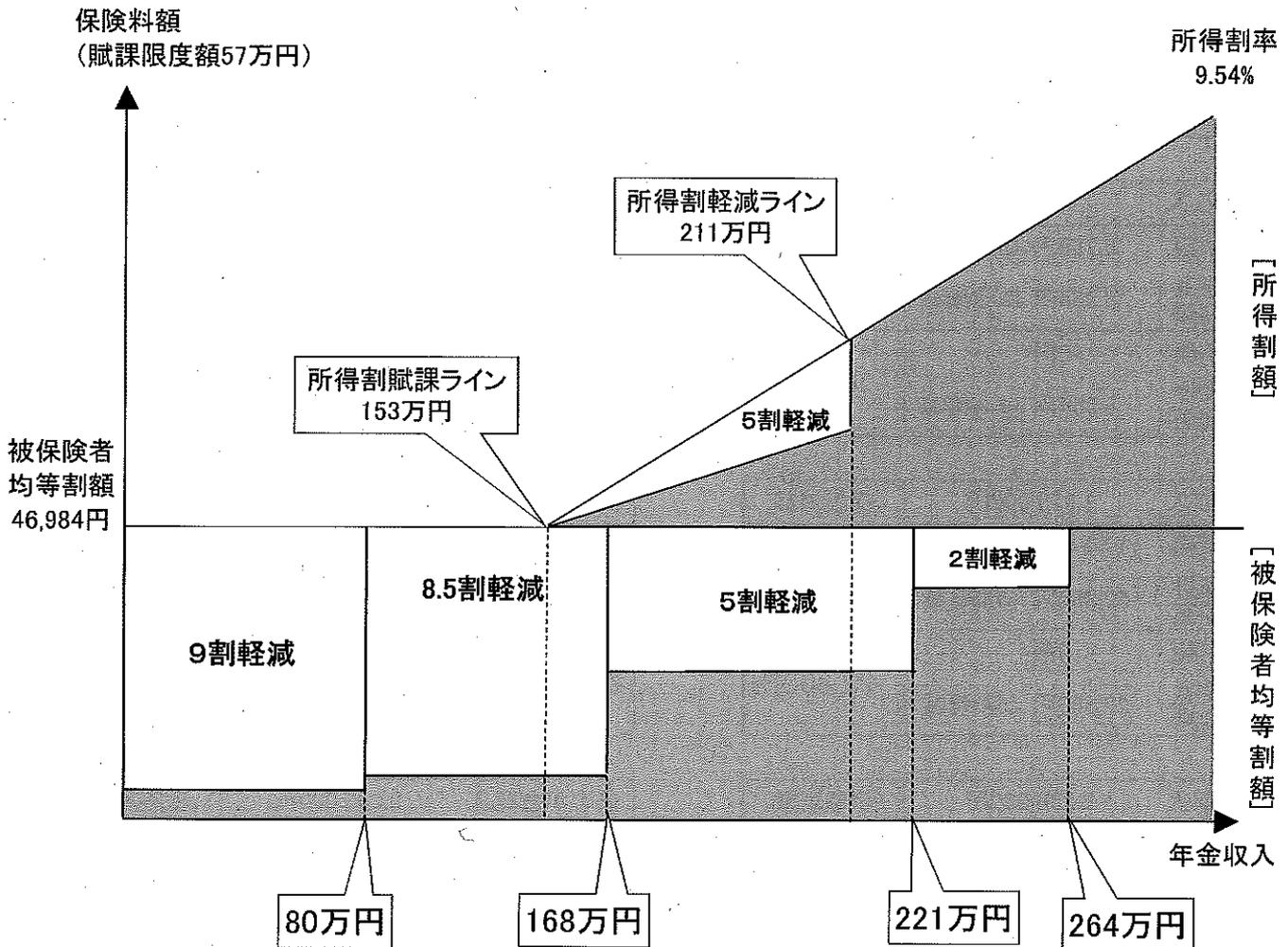
平成26・27年度	
所得割率	9.00%
被保険者均等割額	45,761円
平均保険料	82,144円

所得割率	
所得割総額	=9.54%
全被保険者の所得金額の合計	
被保険者均等割額	
被保険者均等割総額	=46,984円
被保険者数	

(6) 年金所得者の保険料額の試算モデル

夫婦世帯で、妻の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない）の場合

① 保険料概念図（平成28・29年度）



②年金収入別保険料額比較

(平成26・27年度)

所得割率 9.00%
被保険者均等割額 45,761円

(平成28・29年度)

所得割率 9.54%
被保険者均等割額 46,984円

夫の年金収入		790,000円	保険料額
夫	所得割額	0円	4,500円
	被保険者均等割額	4,576円 (9割軽減)	
妻	所得割額	0円	4,500円
	被保険者均等割額	4,576円 (9割軽減)	

⇒

夫の年金収入		790,000円	保険料額
夫	所得割額	0円	4,600円 100円増
	被保険者均等割額	4,698円 (9割軽減)	
妻	所得割額	0円	4,600円 100円増
	被保険者均等割額	4,698円 (9割軽減)	

夫の年金収入		1,680,000円	保険料額
夫	所得割額	6,750円 (5割軽減)	13,600円
	被保険者均等割額	6,864円 (8.5割軽減)	
妻	所得割額	0円	6,800円
	被保険者均等割額	6,864円 (8.5割軽減)	

⇒

夫の年金収入		1,680,000円	保険料額
夫	所得割額	7,155円 (5割軽減)	14,200円 600円増
	被保険者均等割額	7,047円 (8.5割軽減)	
妻	所得割額	0円	7,000円 200円増
	被保険者均等割額	7,047円 (8.5割軽減)	

夫の年金収入		1,925,000円	保険料額
夫	所得割額	17,775円 (5割軽減)	40,600円
	被保険者均等割額	22,880円 (5割軽減)	
妻	所得割額	0円	22,800円
	被保険者均等割額	22,880円 (5割軽減)	

⇒

夫の年金収入		1,925,000円	保険料額
夫	所得割額	18,842円 (5割軽減)	42,300円 1,700円増
	被保険者均等割額	23,492円 (5割軽減)	
妻	所得割額	0円	23,400円 600円増
	被保険者均等割額	23,492円 (5割軽減)	

夫の年金収入		2,380,000円	保険料額
夫	所得割額	76,500円	113,100円
	被保険者均等割額	36,608円 (2割軽減)	
妻	所得割額	0円	36,600円
	被保険者均等割額	36,608円 (2割軽減)	

⇒

夫の年金収入		2,380,000円	保険料額
夫	所得割額	81,090円	118,600円 5,500円増
	被保険者均等割額	37,587円 (2割軽減)	
妻	所得割額	0円	37,500円 900円増
	被保険者均等割額	37,587円 (2割軽減)	

夫の年金収入		2,700,000円	保険料額
夫	所得割額	105,300円	151,000円
	被保険者均等割額	45,761円	
妻	所得割額	0円	45,700円
	被保険者均等割額	45,761円	

⇒

夫の年金収入		2,700,000円	保険料額
夫	所得割額	111,618円	158,600円 7,600円増
	被保険者均等割額	46,984円	
妻	所得割額	0円	46,900円 1,200円増
	被保険者均等割額	46,984円	

保険料の軽減判定に用いる所得基準額の改正について

1 概要

○保険料の軽減判定に用いる所得基準額について、経済動向等を踏まえた引き上げがなされることから、政令に合わせて改正する。

※【 】内は単身世帯における年金収入の目安

① 2割軽減について

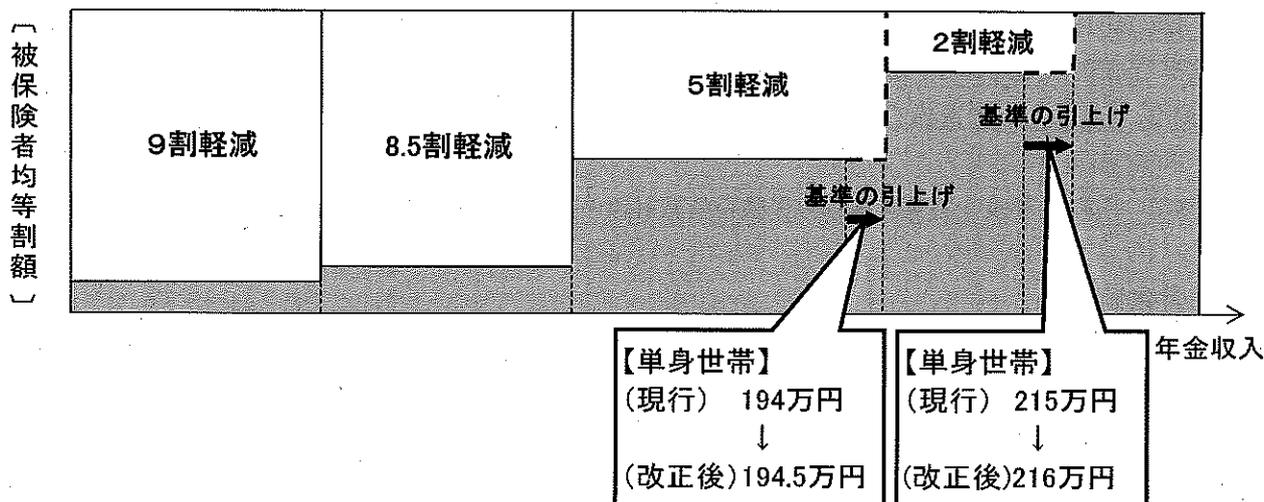
(現行) 基準額 $33万円 + 47万円 \times \text{被保険者数}$ 【年金収入 215万円以下】

(改正後) 基準額 $33万円 + 48万円 \times \text{被保険者数}$ 【年金収入 216万円以下】

② 5割軽減について

(現行) 基準額 $33万円 + 26万円 \times \text{被保険者数}$ 【年金収入 194万円以下】

(改正後) 基準額 $33万円 + 26.5万円 \times \text{被保険者数}$ 【年金収入 194.5万円以下】



2 改正による影響 (平成28年度予算ベース)

() 内は、全被保険者862,000人に占める軽減対象者の割合

区分	現行	改正後	増減
2割軽減	74,437人 (8.6%)	76,584人 (8.9%)	2,147人
5割軽減	63,141人 (7.3%)	64,621人 (7.5%)	1,480人
合計	137,578人 (16.0%)	141,205人 (16.4%)	3,627人

平成 28・29 年度における後期高齢者医療保険料率の改定について

概要

○後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費などに充てるために、2年ごとに保険料率（均等割額及び所得割率）を改定している（保険料総額の決定のしくみは次頁参照）。

○平成 28・29 年度の保険料については、一人当たり医療給付費の伸びなどにより、平成 26・27 年度と比べて **7.91%（年額 6,500 円）の増加**が見込まれたが、**剰余金 100 億円を活用することにより、（※1）2.30%（年額 1,891 円）の増加**となる見込みである。

※1 平成 26・27 年度改定時は剰余金 32 億円と県が設置する財政安定化基金からの交付金約 94 億円を活用し、保険料の増加抑制を行ったが、剰余金のみの活用で抑制が可能であるため、今回の改定では基金の活用を行わない。

○保険料増加率 2.30%は、国が制度上の保険料の増加要因として示す「一人当たり医療給付費の伸び」と「後期高齢者負担率（※2）の上昇」から算出される愛知県における上昇率 2.35%（※3）を下回っている。

※2 医療給付費に占める保険料負担の割合を、国が全国一律に決定。高齢化の進展により、段階的に引上げ。

※3 平成 27 年度から実施された保険料軽減対象の拡大による減（△0.32%）を反映。

<基礎数値>

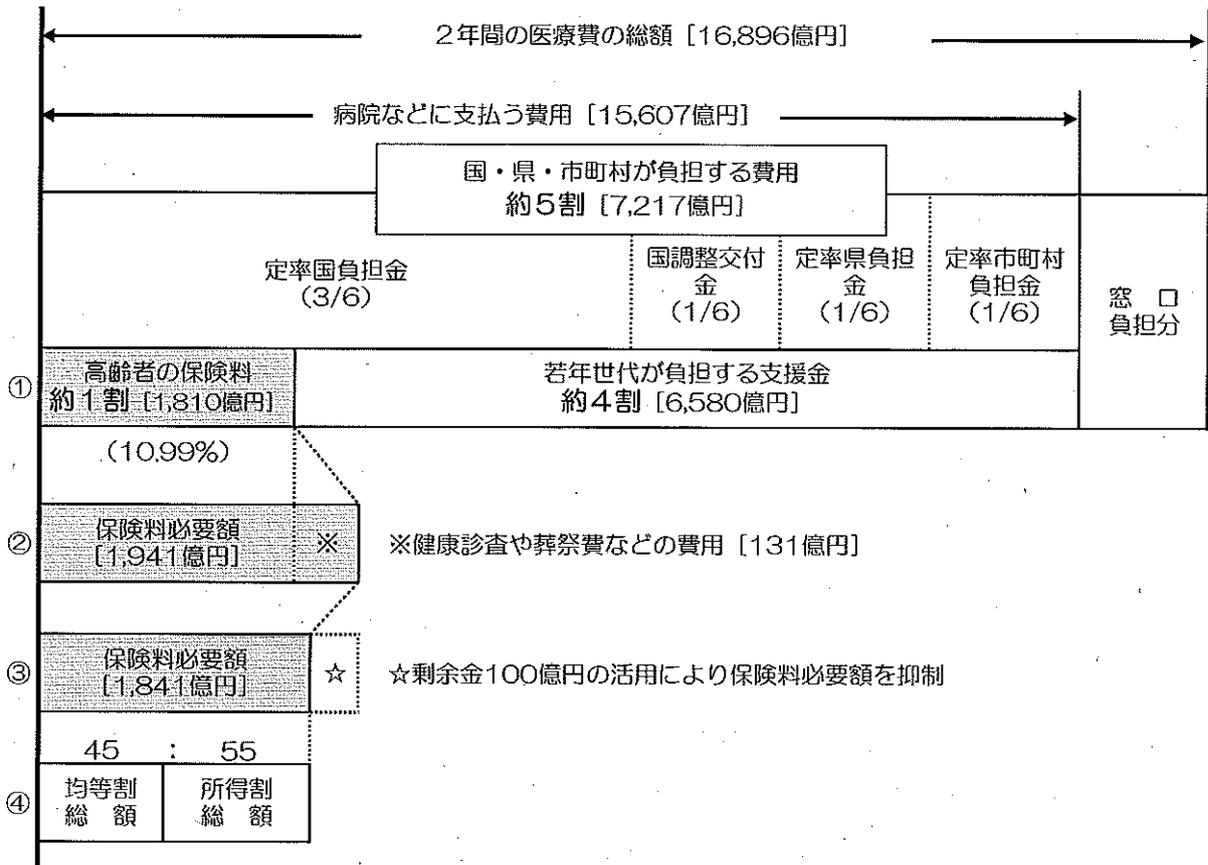
区分	平成26・27年度	平成28・29年度	伸び率	(参考:国が示す全国平均)
①被保険者数	1,615,000人	1,760,000人	8.98%	5.82%
②一人当たり医療給付費	884,295円	886,485円	0.25%	1.16%
③後期高齢者負担率	10.73%	10.99%	2.42%	

※ ①②は各広域連合で推計する値。③は国が示す値を用いる。

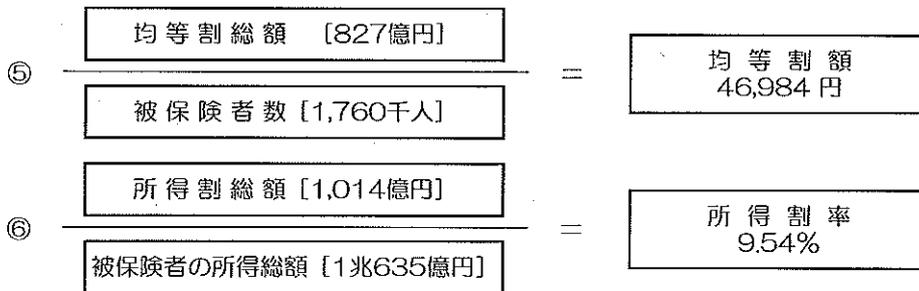
<試算状況>

年度	均等割額		所得割率		賦課限度額	一人当たり保険料(年額)	
		増加率		増加率			増加率
平成26・27年度	45,761円	5.2%	9.00%	5.3%	57万円	82,144円	3.3%
平成28・29年度	46,984円	2.7%	9.54%	6.0%	57万円	84,035円	2.3%
増減	1,223円		0.54pt		0円	1,891円	

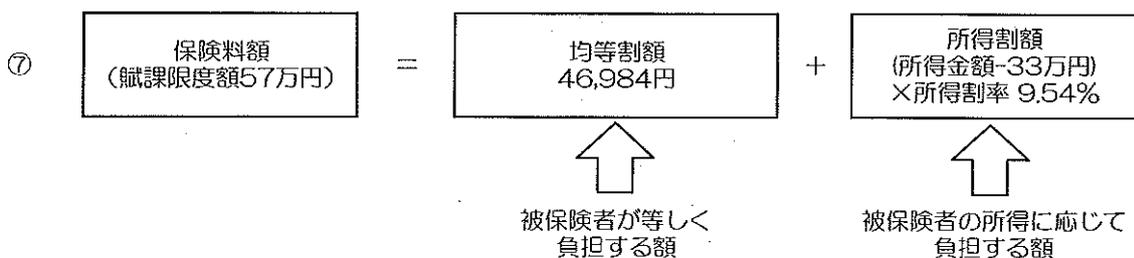
■保険料総額の決定のしくみ（平成28・29年度保険料率）



■保険料率の算定方法



■1人ひとりの保険料額の計算方法



平成27年度一般会計補正予算（第2号）について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
1,780,609	138,890	1,919,499

2 総括表 (千円)

	款	項	補正額	説明	備考
歳入	1 分担金及び負担金	1 負担金	△4,722	①事務費負担金	歳入④による減額
	2 国庫支出金	1 国庫補助金	5,085	②後期高齢者医療制度事業費補助金	歳出⑥、⑦に充当
			133,805	③調整交付金	歳出⑤に充当
		小計	138,890		
	6 繰越金	1 繰越金	4,722	④前年度繰越金	歳入①への補填
歳入計			138,890		
歳出	2 総務費	1 総務管理費	133,805	⑤一般管理費	財源は歳入③
	3 民生費	1 社会福祉費	1,322	⑥資格賦課管理費	財源は歳入②
			3,763	⑦給付管理費	財源は歳入②
		小計	5,085		
歳出計			138,890		

3 歳入予算説明

①事務費負担金

(款) 1 分担金及び負担金 (項) 1 負担金 (目) 1 市町村負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
1,302,892	△4,722	事務費負担金	事務費負担金

平成 26 年度決算における剰余金残額（歳入「④前年度繰越金」）を本年度の市町村の事務費負担金へ補填することにより減額。

②後期高齢者医療制度事業費補助金、③調整交付金

(款) 2 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金 (目) 1 民生費補助金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
32,391	138,890	老人福祉費補助金	後期高齢者医療制度事業費補助金 5,085 調整交付金 133,805

後期高齢者医療制度事業費補助金は、豊橋市及び一宮市が企画・実施する保険料収納対策に要する経費並びに 15 市町村が実施する歯科健康診査に要する経費について、国から補助金が交付されるため予算措置するもので、歳出「⑥資格賦課管理費」、歳出「⑦給付管理費」に充当。

調整交付金は、市町村が実施する人間ドック・脳ドック等の長寿健康増進事業に要する経費について、国から特別調整交付金が交付されるため予算措置するもので、歳出「⑤一般管理費」に充当。

④前年度繰越金

(款) 6 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
32,807	4,722	前年度繰越金	前年度繰越金

平成 26 年度決算における剰余金残額を予算措置するもので、歳入「①事務費負担金」に補填。

※平成 26 年度決算剰余金 37,529 千円－予算現額 32,807 千円＝4,722 千円

4 歳出予算説明

⑤一般管理費

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
776,427	133,805	負担金、補助及び交付金	一般管理費

市町村が実施する人間ドック・脳ドック等の長寿健康増進事業に要する経費について、歳入「③調整交付金」を財源として、必要額を予算措置するもの。

内訳

長寿健康増進事業に係る補助対象市町村・・・20市町 (133,805千円)

人間ドック・脳ドック補助対象市町村・・・18市町

その他の長寿健康増進事業補助対象市町村・・・6市町

⑥資格賦課管理費、⑦給付管理費

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 老人福祉費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
999,076	5,085	負担金、補助及び交付金	資格賦課管理費 1,322 給付管理費 3,763

豊橋市及び一宮市が企画・実施する保険料収納対策に要する経費並びに15市町村が実施する歯科健康診査に要する経費について、歳入「②後期高齢者医療制度事業費補助金」を財源として、必要額を予算措置するもの。

平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
759,860,133	9,847,651	769,707,784

2 総括表 (千円)

	款	項	補正額	説明	備考
歳入	8 繰越金	1 繰越金	9,847,651	①前年度繰越金	歳出②③に充当
	歳入計		9,847,651		
歳出	6 諸支出金	1 償還金及び還付加算金等	4,704	②償還金	財源は歳入①
	7 予備費	1 予備費	9,842,947	③予備費	財源は歳入①
	歳出計		9,847,651		

3 歳入予算説明

① 前年度繰越金

(款) 8 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
20,900,038	9,847,651	前年度繰越金	前年度繰越金

歳出「②償還金」の財源とするため、平成 26 年度における剰余金の一部を予算措置するもの。…4,704 千円

平成 27 年度補正予算額が確定したことにより、平成 26 年度決算における剰余金残額を予算措置するもの。…9,842,947 千円

※平成 26 年度決算剰余金	30,747,689 千円
－ 平成 27 年度予算現額	20,900,038 千円
－ 平成 27 年度 2 月補正予算額	4,704 千円
差引合計	9,842,947 千円

4 歳出予算説明

② 償還金

(款) 6 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金等 (目) 2 償還金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
18,780,818	4,704	償還金、利子及び割引料	償還金

高額医療費負担金の算定について、厚生労働省が算定方法等を明確に示していなかったことなどから全国的に算定誤りが発生したため、平成 26 年 10 月に会計検査院から厚生労働省に対して是正改善の措置が求められた。会計検査院からの指摘を受け、厚生労働省から同負担金の算定について適正に行うよう通知があり、平成 26 年度において平成 20 年度から平成 24 年度交付分までの精算を行った。

平成 25 年度交付分については、平成 27 年 10 月に厚生労働省から取扱いについての通知があり、再算定を行った結果、確定額に対して超過交付となったため、超過交付額を返還するにあたり償還金として必要額を予算措置するもの。

※内訳

・平成 25 年度国高額医療費負担金分	2,352 千円
・平成 25 年度県高額医療費負担金分	2,352 千円

③ 予備費

(款) 7 予備費 (項) 1 予備費 (目) 1 予備費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
1	9,842,947	予備費	予備費

歳入「①前年度繰越金」が確定したことにより、平成 26 年度決算における剰余金残額を予備費に計上するもの。…9,842,947 千円

平成 28 年度予算の概要について

1 予算編成方針

当広域連合は独自の財源を持たず、保険料を含む構成市町村からの負担金、国や県からの支出金及び現役世代からの支援分である支払基金交付金などを財源として事業を行うものであり、常に計画的かつ効率的な財政運営を行っていく必要があります。

こうしたことから、歳入については、国県支出金、市町村負担金等を的確に見込むこと、歳出については、事業効果を的確に把握し、最小の経費で最大の効果を挙げることを基本として予算編成に当たっております。

なお、特別会計においては、平成 28 年度が 2 年間の財政運営期間の初年度に当たることから、2 年間の財政の均衡が図れるよう、被保険者数や医療費及び被保険者の所得の動向に留意して予算編成しております。

2 会計別予算額

平成 28 年度予算（案）としては、一般会計は、市町村からの負担金や国の補助金等を歳入とし、職員人件費を始めとする事務局運営経費及び後期高齢者医療制度の実施に係る給付業務を始めとする事務的経費等を歳出として計上しております。

また、後期高齢者医療特別会計は、市町村が被保険者から徴収する保険料を含む市町村負担金、国の負担金・補助金、県の負担金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等を歳入とし、保険給付費、保健事業費等を歳出として計上しております。

予算規模は、一般会計が 1,316,600 千円で前年度当初予算 99,834,515 千円に対して 8,517,915 千円の減少、前年度比では 13.39% となり、後期高者医療特別会計は 772,348,386 千円で前年度当初予算 741,079,316 千円に対して 31,269,070 千円の増加、前年度比 104.22% となります。

会 計 名	平成 28 年度 (案)	平成 27 年度当初	前年度比
一 般 会 計	1,316,600	9,834,515	13.39
後期高齢者医療特別会計	772,348,386	741,079,316	104.22
合 計	773,664,986	750,913,831	103.03

(1) 一般会計

歳入の主なものは、市町村の事務費負担金である分担金及び負担金 12 億 5,044 万 8 千円、後期高齢者医療制度事業費補助金等の国庫支出金 3,311 万 9 千円です。

また、歳出の主なものは、一般管理費、電算システム維持管理費等の総務費 7 億 2,574 万 9 千円、給付管理費等の民生費 5 億 8,587 万 4 千円です。

○歳入

区 分	平成 28 年度 (案)		平成 27 年度当初		比 較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
1 分担金及び負担金	千円 1,250,448	% 94.98	千円 1,302,892	% 13.25	千円 △52,444	% 95.97	市町村負担金
2 国庫支出金	33,119	2.51	4,256,387	43.28	△4,223,268	0.78	制度事業費補助金・調整 交付金
3 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100	
4 繰入金	1	0.00	4,244,209	43.16	△4,244,208	0.00	
5 繰越金	33,000	2.51	30,000	0.30	3,000	110.00	
6 諸収入	31	0.00	133	0.00	△102	23.31	預金利子
(財産収入)	0	0.00	893	0.01	△893	0.00	
合 計	1,316,600	100	9,834,515	100	△8,517,915	13.39	

1 分担金及び負担金

予算額は 1,250,448 千円で、広域連合構成市町村からの事務費負担金です。前年度と比較し 52,444 千円の減となっております。

2 国庫支出金

予算額は 33,119 千円で、後期高齢者医療制度事業費補助金、調整交付金等です。前年度と比較し 4,223,268 千円の減となる主な理由は、国が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取扱いを変更し、一般会計における同交付金の受け入れがなくなったことによるものです。

3 寄附金

予算額は前年度と同額の 1 千円となっております。

4 繰入金

予算額は1千円となっております。前年度と比較し4,244,208千円の減となる理由は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の廃止に伴い、同基金からの繰り入れがなくなったことによるものです。

5 繰越金

予算額は33,000千円で、前年度と比較し3,000千円の増となっております。

6 諸収入

予算額は31千円で、資金の運用利子等です。前年度と比較し、102千円の減となっております。

(財産収入)

後期高齢者医療制度臨時特例基金の廃止に伴い、運用益である預金利子がなくなったため、予算計上しておりません。

○歳出

区 分	平成 28 年度 (案)		平成 27 年度当初		比 較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 議会費	3,976	0.30	3,842	0.04	134	103.49	
2 総務費	725,749	55.12	776,691	7.90	△50,942	93.44	一般管理費・電算システム維持管理費
3 民生費	585,874	44.50	9,052,981	92.05	△8,467,107	6.47	給付管理費
4 公債費	1	0.00	1	0.00	0	100	
5 予備費	1,000	0.08	1,000	0.01	0	100	
合 計	1,316,600	100	9,834,515	100	△8,517,915	13.39	

1 議会費

予算額は3,976千円で、主なものは、議員報酬、議会会場の借上料です。前年度と比較し134千円の増となっております。

2 総務費

予算額は725,749千円で、主なものは、一般管理費中の派遣職員人件費負担金及び電算システム維持管理費中の電算システム運用保守委託料です。

前年度と比較し50,942千円の減となる主な理由は、情報検索システムの機器更改に係る費用及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に対応するためのシステム整備費用が減少したことによるものです。

3 民生費

予算額は585,874千円で、主なものは、給付管理費中の給付管理事務委託料及び支給決定通知等を送付するための通信運搬費です。

前年度と比較し8,467,107千円の減となる主な理由は、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金がなくなったこと及び後期高齢者医療特別会計繰出金が減少したことによるものです。

4 公債費

予算額は前年度と同額の1千円となっております。

5 予備費

予算額は前年度と同額の1,000千円となっております。

(2) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは、国庫支出金 233,806,640 千円、現役世代からの支援分である支払基金交付金 320,970,259 千円です。

また、歳出の主なものは、保険給付費 763,396,773 千円です。

○歳入

区 分	平成 28 年度 (案)		平成 27 年度当初		比 較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 市町村支出金	144,643,156	18.73	136,654,431	18.44	7,988,725	105.85	保険料等負担金・療養給付費負担金
2 国庫支出金	233,806,640	30.27	220,201,827	29.71	13,604,813	106.18	療養給付費負担金・調整交付金 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
3 県支出金	61,884,395	8.01	64,150,263	8.66	△2,265,868	96.47	療養給付費負担金
4 支払基金交付金	320,970,259	41.56	312,636,434	42.19	8,333,825	102.67	後期高齢者交付金
5 特別高額の医療費共同事業交付金	213,522	0.03	181,856	0.02	31,666	117.41	
6 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100	
7 繰入金	2,852	0.00	4,226,826	0.57	△4,223,974	0.07	一般会計繰入金
8 繰越金	10,000,000	1.29	2,349,871	0.32	7,650,129	425.56	
9 県財政安定化基金借入金	1	0.00	1	0.00	0	100	
10 諸収入	827,560	0.11	677,806	0.09	149,754	122.09	第三者納付金
歳入合計	772,348,386	100	741,079,316	100	31,269,070	104.22	

1 市町村支出金

予算額は 144,643,156 千円で、市町村が被保険者から徴収する保険料及び療養給付費等の法定負担金です。前年度と比較し 7,988,725 千円の増となっております。

2 国庫支出金

予算額は 233,806,640 千円で、主なものは、療養給付費等の法定負担金、調整交付金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金です。前年度と比較し 13,604,813 千円の増となっております。

3 県支出金

予算額は 61,884,395 千円で、療養給付費等の法定負担金です。前年度と比較し 2,265,868 千円の減となる理由は、保険料の抑制には県が設置する財政安定化基金を活用しないこととしたことによるものです。

4 支払基金交付金

予算額は 320,970,259 千円で、現役世代からの支援分である後期高齢者交付金です。前年度と比較し 8,333,825 千円の増となっております。

5 特別高額医療費共同事業交付金

予算額は 213,522 千円で、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費について国保中央会から交付される交付金です。前年度と比較し 31,666 千円の増となっております。

6 寄附金

予算額は前年度と同額の 1 千円となっております。

7 繰入金

予算額は 2,852 千円で、還付加算金等を一般会計から繰り入れるものです。前年度と比較し 4,223,974 千円の減となる主な理由は、国が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取扱いを変更し、一般会計から同交付金の繰り入れがなくなったことによるものです。

8 繰越金

予算額は 10,000,000 千円で、平成 27 年度決算剰余金見込を計上するものです。前年度と比較し 7,650,129 千円の増となっております。

9 県財政安定化基金借入金

予算額は前年度と同額の 1 千円となっております。

10 諸収入

予算額は 827,560 千円で、主なものは、傷病の理由が交通事故等第三者行為による第三者からの納付金です。前年度と比較し 149,754 千円の増となっております。

○歳出

区 分	平成 28 年度 (案)		平成 27 年度当初		比 較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 保険給付費	763,396,773	98.84	736,525,680	99.39	26,871,093	103.65	療養給付費・高額療養費
2 県財政安定化基金拠出金	30,330	0.01	1,617,430	0.22	△1,587,100	1.88	
3 特別高額医療費共同基金拠出金	213,954	0.03	182,286	0.02	31,668	117.37	
4 保健事業費	2,800,329	0.36	2,627,517	0.36	172,812	106.58	健康診査費
5 公債費	20,380	0.00	24,000	0.00	△3,620	84.92	一時借入金利子
6 諸支出金	94,422	0.01	102,402	0.01	△7,980	92.21	保険料還付金
7 予備費	5,792,198	0.75	1	0.00	5,792,197	579,219,800	
歳出合計	772,348,386	100	741,079,316	100	31,269,070	104.22	

1 保険給付費

予算額は 763,396,773 千円で、主なものは、療養給付費、高額療養費です。前年度と比較し 26,871,093 千円の増となる主な理由は、被保険者数及び一人当たり医療費が増加したためです。

(内訳)

区 分	平成 28 年度 (案)	平成 27 年度当初	前年度比
	千円	千円	%
療養給付費	718,680,600	694,949,762	103.41
訪問看護療養費	6,056,209	5,531,978	109.48
特別療養費	1	1	100
移送費	100	100	100
高額療養費	34,155,683	31,554,518	108.24
高額介護合算療養費	791,800	890,000	88.97
審査支払手数料	1,229,580	1,228,721	100.07
葬祭費	2,482,800	2,370,600	104.73
合 計	763,396,773	736,525,680	103.65

2 県財政安定化基金拠出金

予算額は 30,330 千円で、県が設置する財政安定化基金へ拠出するものです。前年度と比較し 1,587,100 千円の減となる理由は、保険料の抑制には同基金を活用しないこととしたため、拠出率が大幅に減少したことによるものです。

3 特別高額医療費共同事業拠出金

予算額は213,954千円で、前年度と比較し31,668千円の増となっております。

レセプト1件当たり400万円を超える医療費については、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業の対象となっており、この事業に必要な額を拠出するものです。

4 保健事業費

予算額は2,800,329千円で、保健事業として健診事業を市町村に委託実施しており、その委託料を市町村に支払うものです。

前年度と比較し172,812千円の増となる主な理由は、受診者数の増加によるものです。

5 公債費

予算額は20,380千円で、前年度と比較し3,620千円の減となっております。これは、一時借入金に対する利子です。

6 諸支出金

予算額は94,422千円で、主なものは、保険料還付金、還付加算金です。前年度と比較し7,980千円の減となっております。

7 予備費

予算額は5,792,198千円で、前年度と比較し5,792,197千円の増となっております。

これは、後期高齢者医療制度の財政運営期間が2年間であるため、単年度ベースでの歳入超過相当額を予備費で計上するものです。

